

報告事項 オ

鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）に係るパブリックコメントの実施について

鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）に係るパブリックコメントの実施について、別紙のとおり報告します。

令和2年12月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）に係るパブリックコメントの実施について

教育環境課

現在、策定作業を進めている鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）について、広く県民の皆様から意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 推進計画（案）の骨子

昨年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が制定され、都道府県学校教育情報化推進計画の策定義務（努力義務）が課されることとなりました。これに基づき、鳥取県学校教育情報化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、県教育振興基本計画（未来を拓く教育プラン）における教育の情報化を戦略的に推進していくこうとするものです。

（1）計画期間

令和2年度（2020）から令和5年度（2023）までの4年間

※鳥取県教育振興基本計画の終期までとし、国の動向や社会の変化を見据えながら適宜見直します。

（2）背景・現状と課題

- ・Society5.0時代の到来、学習指導要領の改訂（情報活用能力の位置付け）、GIGAスクール構想の打ち出しと新型コロナウィルス感染拡大による構想の加速化など。
- ・本県においては、教育用コンピュータ整備率、普通教室の無線LAN整備率などは全国上位。市町村間の機器整備率の違いや、教員のICT活用教育に対する意識等に課題あり。

（3）目指す人材像

これからの中の社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力をもった人材の育成

※教育振興基本計画の基本理念である「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」に繋げる。

（4）取組の方針

方針1：子どもたちの情報活用能力（※）の向上

方針2：教員の指導力・活用力の向上

方針3：教育の情報基盤の構築

方針4：教育情報化に向けた体制整備

※【情報活用能力】

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力 = これからの中の社会で生きていぐために必要な力

（5）計画の達成に向けて

- ・目標とする指標を設定し、毎年、点検・評価を実施する。

2 パブリックコメントの実施方法

（1）実施期間

令和2年12月21日（月）～令和3年1月12日（火）

（2）受付方法

電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリ、県の機関の意見箱への投函および市町村役場窓口のいずれでも応募可（別添チラシのとおり）

3 今後の予定

- ・1月下旬…県議会常任委員会及び定例教育委員会（パブコメ結果報告）
- ・2月下旬…定例教育委員会議決（予定）

【参考：学校教育の情報化の推進に関する法律（抜粋）】

第二章 学校教育情報化推進計画等

（学校教育情報化推進計画）

第8条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない。

～（中略）～

（都道府県学校教育情報化推進計画等）

第9条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

鳥取県学校教育情報化推進計画(仮称)案について御意見をお寄せください

鳥取県教育委員会では、学校教育情報化推進計画(以下「計画」という。)を定め、教育の情報化を進めています。このたび、計画案を作成しましたので、ご意見をお寄せください。



1 計画の概要

学校教育の情報化をすすめ、本県教育振興基本計画の基本理念である「自立して心豊かに生きる未来を創造する 鳥取県の人づくり」に繋げます。

(計画期間:令和2年度から令和5年度まで)

【目指す人材像】

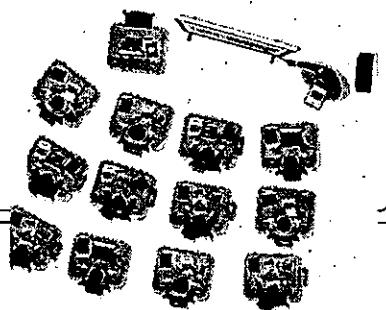
これからの社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力をもった人材の育成

<方針1 子どもたちの情報活用能力(※)の向上>

○発達段階に応じた情報活用能力の育成 ○効果的なICT活用の推進

○新たな価値を生み出す創造力の育成

※情報活用能力:世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力



<方針2 教員の指導力・活用力の向上>

(主な施策) ○教員研修の充実 ○指導・活用方法の共有化



<方針3 教育の情報基盤の構築>

(主な施策) ○ICT機器と通信環境の整備 ○デジタルコンテンツの充実やインターネットの活用

○総合的な情報セキュリティ対策の実施 ○教職員の働き方改革

<方針4 教育情報化に向けた体制整備>

(主な施策) ○組織的な教育情報化の推進 ○ICT支援員の確保等 ○学校・家庭・地域による連携

2 計画案の閲覧方法

- ・県教育委員会教育環境課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。ウェブページのアドレス <https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/>
- ・郵送をご希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

3 応募方法

- ・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシ(裏面)もご利用になります。

《応募・問合せ先》

鳥取県教育委員会事務局教育環境課
郵送:〒680-8570(所在地記載不要)

電話:0857-26-7945

ファクシミリ:0857-26-8195

電子メール:kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

4 結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）案に対する意見応募用紙

《応募先》鳥取県教育委員会事務局教育環境課

郵送：〒680-8570（所在地記載不要）

ファクシミリ:0857-26-8195 電子メール:kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

(応募期限 令和3年1月12日(火)<必着>)

ご意見ありがとうございました。差し支えなければ、下記にもご記入ください。

| | |
|----------|--|
| お住まいの市町村 | 鳥取県 市・郡 町(以下、不要) |
| 年代 | <input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上 |
| 性別 | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |

鳥取県学校教育情報化推進計画(仮称)案【概要版】

鳥取県教育振興基本計画(未来を拓く教育プラン)における教育の情報化を戦略的に推進していくため、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき鳥取県学校教育情報化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定します。

市町村教育委員会及び関係機関と連携し、総合的かつ計画的に取り組み、国の動向や社会の変化を見据えながら適宜見直しを行うこととします。

1 計画の期間

令和2年度(2020)から令和5年度(2023)まで ※教育振興基本計画の終期まで

2 情報化の推進により目指す人材像

これから社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力をもった人材の育成

※学校教育の情報化をすすめ、本県教育振興基本計画の基本理念である「自立して心豊かに生きる
未来を創造する 鳥取県の人づくり」に繋げます。

3 背景・現状と課題

(1) 策定の背景(国動向等)

【社会的背景の変化】

- ・AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)等先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に変わる「Society5.0」時代が到来しつつあります。
- ・将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められ、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的にICT(情報通信技術)を活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠です。
- ・また、ICTは、教師の働き方改革や特別な配慮が必要な児童生徒への支援の面においても、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっています。

【教育の情報化の動き】

- ・新しい学習指導要領においては、情報活用能力を言語能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置づけ、その育成を図るため、学校のICT環境を整備し、ICTを活用した学習活動の充実が明記されました。
- ・また、令和元年度補正予算において、児童生徒向けの「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」が打ち出され、令和2年1次補正では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた同構想の加速のための予算が計上され、令和2年度中に義務教育段階の全学年児童生徒「1人1台端末環境の整備を図ることとなりました。

(2) 本県の現状と課題(これまでの取組)

- ・平成27年3月にICT活用教育推進ビジョンを策定して以降、本ビジョンの内容を踏まえ、教室環境の整備や、ネットワーク環境をはじめとする情報基盤の整備を中心に取組を進めできました。併せて、ICTを活用したモデル事業の実施や先進事例の紹介、学校現場におけるICT推進体制づくりに資する研修会の実施等、ICT活用教育推進に取り組んできたところです。
- ・この結果、文部科学省の調査では、ICT環境整備状況はすべての調査項目で全国平均値を上回っており、他県と比較してもICT環境整備が進んでいると言えますが、教員のICT活用指導力等を示す数値は長年全国平均を下回る状況が続いてきました。

4 教育情報化の更なる推進を図るため「4つの方針」と施策

現状と課題を踏まえて、教育情報化の更なる推進を図るため、次に掲げる4つの方針を設定し、これらの方針に沿った具体的な施策を計画的かつ総合的に推進します。

方針1:子どもたちの情報活用能力の向上

方針2:教員の指導力・活用力の向上

方針3:教育の情報基盤の構築

方針4:教育情報化に向けた体制整備

※4 つの方針と施策例

方針1 子どもたちの情報活用能力の向上

・発達段階や各教科等のねらいに応じて、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れ、授業改善を進めながら子どもたちの情報活用能力(※)の向上を図ります。

※情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

=これからの社会で生きていくために必要な力

・あわせて、ICT機器の利便性だけではなく、情報化がもたらす問題点等を十分に理解し、子どもたちが適切に活用するための判断力を身に付けさせるため、学校での利活用を前提とした情報モラル意識の涵養を図ります。

(1) 発達段階に応じた情報活用能力の育成

- ・「社会とのつながり」を意識した学習の実施→児童・生徒の学習成果発表会
- ・情報モラルの必要性や情報の取り扱いに対する責任についての理解

(2) 効果的なICT活用の推進

- ・学びを止めないための遠隔教育の充実、家庭学習でのICT活用推進
- ・学習効果を高めるためのツールとしての授業でのICT活用推進
→「とっとりの授業改革10の視点」に立ったICT活用
- ・障がいによる学習・生活上の困難を改善・克服するためのICT活用推進
→遠隔操作ロボットやAIドリルの活用

(3) 新たな価値を生み出す創造力の育成

- ・モデル校を指定し、ふるさとをステージとした探究的学習を実践
→モデル校への定期的支援、教科横断的な教育、課題解決型学習の実践
- ・国際バカロレア認定(国際的な教育プログラム)に向けた取組、学校図書館機能を活用した学習支援

方針2 教員の指導力・活用力の向上

・子どもたちの情報活用能力を育成するために、教員研修等で教員のICT指導力・活用力の向上を図ります。

(1) 教員研修の充実

- ・管理職の意識改革、情報化推進リーダーの養成
- ・すべての教員の指導力・活用力の向上
→「とっとりICT活用ハンドブック」(指導者用)の活用

(2) 指導・活用方法の共有化

- ・学校訪問型研修の実施、ノウハウの蓄積・共有できる環境構築
→授業実践例の動画配信、自発的なグループ学習活動支援



方針3 教育の情報基盤の構築

・遠隔授業の実施やデジタル教科書・教材の普及、教員のテレワークなど、教育における情報化の進展に合わせた通信環境や、ICT機器の整備を進めています。

・あわせて、教育活動が安心安全に行えるよう、総合的なセキュリティ対策を進めます。

(1) ICT機器と通信環境の整備

- ・GIGAスクール構想等による義務教育段階のICT機器整備促進
- ・BYOD(自己端末の活用)を含む高等学校における1人1台端末の整備
- ・安定した通信環境の確保→高等教育用の学術情報ネットワーク(SINET)への早期接続

(2) デジタルコンテンツ(デジタル化した教材等)の充実やインターネットの活用

- ・連続した教育支援システムの活用と、デジタル教科書・教材の導入促進
→小学校～高校まで県下共通の学習用ツール(※)の活用
※Google G Suite for Education(メール、ワープロ、表計算、プレゼン、ビデオ会議などが可能)
→デジタルコンテンツを情報が集まっているホームページ等で利活用
- ・児童生徒への健康面への配慮と指導

(3) 総合的な情報セキュリティ対策の実施

- ・教育情報セキュリティポリシー(対策・指針)の徹底、児童生徒向けルール策定
- ・個人情報保護のためのネットワークセキュリティの確保

(4) 教職員の働き方改革

- ・学校業務支援システム、児童生徒と共に学習用ツール活用による校務効率化
- ・ICT機器の活用によるペーパーレス化→家庭連絡、アンケート調査等デジタル化

方針4 教育情報化に向けた体制整備

- ・県及び市町村教育委員会が連携し、教育情報化を組織的に推進するとともに、全ての学校において、学校CIO(情報化の統括責任者)や情報化推進リーダーによる進捗管理や計画的な研修等を行い、校内の推進・支援体制を構築します。
- ・また、ICT支援員の入材確保・育成など、教員の支援体制の充実に務めるとともに、家庭・地域との連携を進めます。

(1) 組織的な教育情報化の推進

- ・市町村教委や大学・民間企業との連携 → 地元大と共同研究、校内推進組織の設置

(2) ICT支援員の確保等

- ・教員の負担軽減等の観点からの支援員の設置促進と人材確保・育成
→ 県スーパーバイザーによる市町村支援員への支援、研修の実施等

(3) 学校・家庭・地域による連携

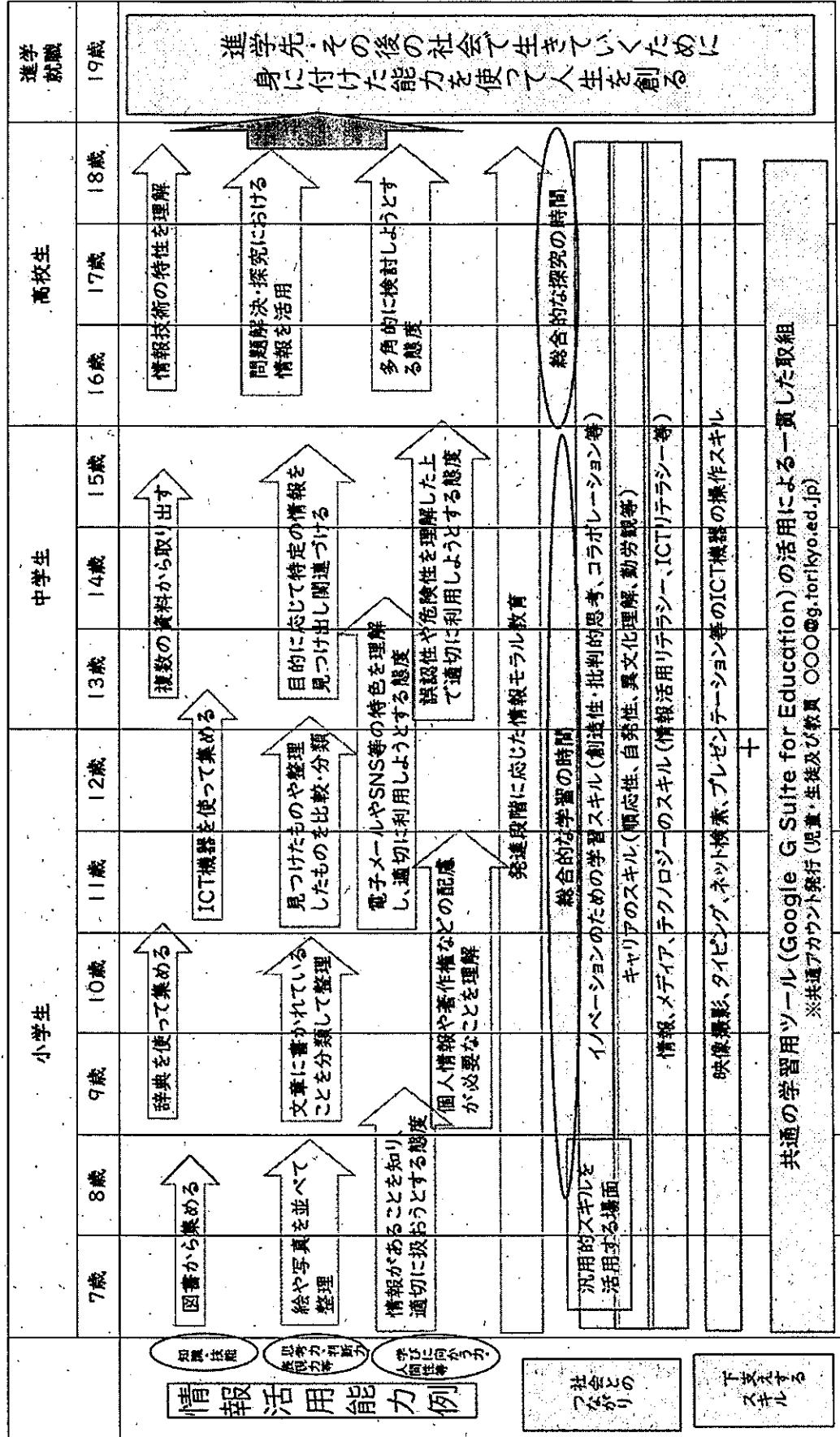
- ・情報モラル面からの家庭や地域との連携・協働 → インターネット利用ルールづくり

5 計画の達成に向けて

- ・目標とする指標を設定し、毎年、点検・評価を実施

| 方針 | 主な達成目標 | 令和2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 備考 (評価指標) |
|------------------|--|------------------------------|---------------------------|-----------|-----|-----|---------------------------|
| | | (体制整備) | (活用初期) | (活用充実期) | | | |
| 1子どもたちの情報活用能力の向上 | ・児童生徒の情報活用能力を高める | | 授業等実践、スキルアップ(基本～日常的活用～応用) | | | | |
| 2教員の指導力・活用力の向上 | ・教員のICT活用力・指導力を高める | ハンドブック・マニュアル作成、研修 | | 研修・リーダー養成 | | | |
| 3教育の情報基盤の構築 | ・端末(児童生徒1人1台)、各種機器整備 ・校内ネットワーク整備 ・生徒端末用回線の確保 ・時間外勤務縮減 | 調達手続き 現地調査 整備手続き 調整 | 調達 工事等 | | | | 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果等 |
| 4教育情報化に向けた体制整備 | ・情報化推進計画策定 ・ICT支援員の確保 | 連携・調整 | | 連携・調整 | | | 教育行政の点検・評価等 |

小・中・高を見据えた情報活用能力の接続イメージ



授業デザイン力・活用能力など、教職員の指導力養成が急務
(核となる人材の育成、管理職の意識向上、一人ひとりの教員の指導力向上)